

「ねんきん定期便」を送付しています

公立学校共済組合では、組合員の方に年1回、年金加入期間や老齢年金見込額などの情報をお知らせする「ねんきん定期便」をお届けしています。

誕生月の25日*（25日が土曜日の場合は24日、日曜日の場合は23日）、ご自宅宛にお送りしますので、届きましたら内容をご確認ください。 ※1日生まれの方は誕生月の前月に送付

また、通常は圧着はがきでの送付ですが、35歳・45歳・59歳（節目年齢）の方には、年金加入履歴や保険料納付額などがより詳しく記載されたものを封書でお送りします。

「ねんきん定期便」の主な内容は以下のとおりです。



50歳未満の方に届く様式

基礎年金番号 1234567890	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）					
国民年金(a)		船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く) 28月	第3号被保険者 0月				
厚生年金保険(b)			396月	0月	396月
一般厚生年金 187月	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員) 97月	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員) 0月			

国民年金第1号被保険者期間

保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。

国民年金第3号被保険者期間

昭和61年4月以降の期間に20歳以上60歳未満で、年収が130万円未満の方が、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養に入っていた期間の月数を表示しています。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

記載されている年金額は年額となります。

(1)国民年金	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)
	老齢基礎年金 444,850円	国民年金保険料(第1号被保険者) 39,900円
(2)厚生年金保険	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)
	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	一般厚生年金被保険者期間 366,084円	4,332,357円
公務員厚生年金被保険者期間(国家公務員・地方公務員) 308,630円	4,397,769円	
私学共済厚生年金被保険者期間(私立学校の教職員) 0円	0円	
(1)と(2)の合計	1,119,564円	8,770,026円

老齢基礎年金(国民年金)見込額

- 「1. これまでの年金加入期間」の「受給資格期間」を基に計算した年金額を表示しています。
- 受給開始年齢は65歳からです。

老齢厚生年金(厚生年金保険)見込額

- 「1. これまでの年金加入期間」の「厚生年金保険計」を基に計算した年金額を表示しています。
- 記載額は、平成27年9月までの経過的職域加算額(共済年金)も含まれた額(年額)となります。
- 受給開始年齢は65歳からです。

国民年金保険料納付額(累計額)

加入中の保険料額を基に計算した保険料納付額を表示しています。

厚生年金保険料納付額(累計額)

- 加入中の標準報酬月額等と保険料率を基に計算した保険料額を表示しています。
- 被保険者負担額のみを記載しています。
- ※厚生年金保険料は、事業主と被保険者が折半して納めることとなっています。

50歳以上の方に届く様式

基礎年金番号 1234567890	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）					
国民年金(a)		船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く) 93月	第3号被保険者 55月				
厚生年金保険(b)			396月	0月	396月
一般厚生年金 181月	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員) 67月	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員) 0月			

国民年金第1号被保険者期間

保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。

国民年金第3号被保険者期間

昭和61年4月以降の期間に20歳以上60歳未満で、年収が130万円未満の方が、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養に入っていた期間の月数を表示しています。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)

記載されている年金額は年額となります。

受給開始年齢	歳~	61歳~	64歳~	65歳~
(1)国民年金				老齢基礎年金 686,758円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	一般厚生年金期間 (報酬比例部分) 390,744円 (定額部分) 円	公務員厚生年金期間 (報酬比例部分) 円 (定額部分) 円	私学共済厚生年金期間 (報酬比例部分) 円 (定額部分) 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 390,744円 (定額部分) 264円 (経過的職域加算額(共済年金)) 137円
(1)と(2)の合計		390,744円	705,354円	1,392,513円

老齢基礎年金(国民年金)見込額

- 下記の期間の月数を基に計算しています。
- ①国民年金の第1号および第3号被保険者期間
- ②厚生年金保険の第1~第4号厚生年金被保険者期間等

老齢厚生年金(厚生年金保険)見込額

- 老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ公的年金制度の加入期間等が120月以上ある場合は、生年月日によって、60歳から64歳までの老齢厚生年金を受け取ることができます。

※昭和41年4月1日生まれまでの女性の場合、一般厚生年金加入期間に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢がほかとは異なります。

※【参考】これまでの保険料納付額(累計額)は、裏面に記載しています。

マイナンバーを利用した長期給付に係る情報連携の開始について

令和元年7月1日から、長期給付(年金)の請求について、マイナンバー(個人番号)を利用した情報連携が開始になりました。これにより組合員やそのご家族の方は、年金の請求時に請求書に添付する書類を一部省略できます。詳細につきましては、お問い合わせください。

【参考】マイナンバーによる情報連携

https://www.kouritu.or.jp/topics/nenkin/bangouseido_renkei/index.html



問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828